

新規登録団体資料

(特定非営利活動法人 ちいさいほいくえんみんなの里)

① 団体登録申請書	・ · · P1
② 団体登録簿	・ · · P3
③ 定款	・ · · P5
④ 登記事項証明書	・ · · P15
⑤ 2019年度事業報告書	・ · · P17
⑥ 2019年度活動計算書	・ · · P21
⑦ 前事業年度の役員名簿	・ · · P23
⑧ 前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿	・ · · P25
⑨ 申請時の事業年度の事業計画書	・ · · P27
⑩ 申請時の事業年度の活動計算書	・ · · P31
⑪ その他参考資料	・ · · P33



令和 年 月 日

枚 方 市 長

申 請 者 特定非営利活動法人
 団 体 名 ちいさいほいくえん みんなの里
 主たる事務所
 の所在地 枚方市楠葉並木2丁目28-4
 代 表 者 梅原 知子
 連 絡 先 [REDACTED]



枚方市NPO活動応援基金 団体登録申請書

枚方市NPO活動応援基金支援対象団体として登録したいので、下記の書類を添えて申請します。なお、当団体は、枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱第2条に規定する登録要件（裏面に記載）に該当しています。本申請に係る書類については、ホームページ等で一般公開することについて同意します。

記

添付書類

- (1) 団体登録簿
- (2) 定款
- (3) 登記事項証明書（履歴事項証明書または現在事項証明書、発行日から6ヶ月以内）
- (4) 前事業年度の事業報告書
- (5) 前事業年度の活動計算書（決算）
- (6) 前事業年度の役員名簿
- (7) 前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿
- (8) 申請時の事業年度の事業計画書
- (9) 申請時の事業年度の活動計算書（予算）
- (10) その他参考資料〔団体の活動を確認できるもの〕

※(4)～(7)については、所轄庁に提出した書類の写しとする。

※(5)及び(9)の活動計算書について、定款を変更していない場合は収支計算書。

枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱（抜粋）

（登録の要件）

第2条 登録を申請できる団体は、次に掲げるすべての要件を満たす団体とする。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人であること。
- (2) 主たる事務所の所在地が枚方市内であること。
- (3) 主として枚方市内を活動の拠点としていること。
- (4) 事業費の総額のうち、特定非営利活動に係る事業費に占める割合が100分の50以上であること。
- (5) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が定める要件を満たしていること。

枚方市NPO活動応援基金 団体登録簿

令和2年7月17日届出

団体名	フリガナトライセイリカットウオウジン サイホイケン ミンジサト 特定非営利活動法人 ちいさいほいくえん みんなの里		
代表者氏名	フリガナ ウメハラ トモユ 梅原 知子		
主たる事務所の所在地	〒573-1118 枚方市楠葉並木2丁目28-4		
電話番号	[REDACTED]	FAX	[REDACTED]
メールアドレス	[REDACTED]		
ホームページアドレス	http://geocities.jp/minna-no-sato/		
活動分野	※活動分野分類表より、いずれか一つに○印く団体の定款と必ず一致していること> 1 2 3 4 5 ⑥ 7		
活動内容	※PRや活動成果等を記入 <理念> おどろきもども安心してお立ちに、安心して暮らす、安心してお子様が居られる所を目指す。 上記理念の元、おどろき外で福祉（認可園では廿十世紀）延長、併用、夜間保育を実施し、また、地域の親子、両親、施設、ボランティアなどつながり、誰もかが安心して居られる所づくりを目指しています。 子ども食堂運営事業にはコロナ緊急事態宣言下にふれても、お弁当、食材の配食を実施し、切磋琢磨、支援活動を継続しています。		
活動を開始した年月日	2012年4月(日) 〔NPO法人設立(登記)年月日〕/ 2019年9月2日		
団体の運営状況(本登録簿の届出日現在)	①会員数 会員 <u>1530人</u> ●内 訳／正会員 <u>10人</u> 贊助会員 <u>1520人</u> ②スタッフの構成 ●常勤有給スタッフ <u>3人</u> 非常勤有給スタッフ <u>5人</u> ボランティア等 <u>20人</u> ファンドレイザー(資金調達係) 専任 <u>0人</u> 兼任 <u>0人</u> ③入会金 有・ ●有りの場合 _____円		

様式第2号／NPO活動応援基金

団体の運営 状況(本登録 簿の届出日 現在)	<p>④会費 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 無 ※いずれかに○印 ●有りの場合 <u>200</u> / 年 円</p> <p>⑤寄付金 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 無 ※いずれかに○印 ●有りの場合 <u>100</u> / 年 円</p> <p>⑥事業実績(過去3年に実施した他の補助事業・委託事業を記載してください。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容 (補助元・委託元、実施年度も明記)</th> <th>補助・受託額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認可外保育施設事業</td> <td>月極保育、一時保育(夜間、日祝日)。 学童、子育て支援。 補助元、委託元なし。 2012年~</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>子ども食堂運営事業</td> <td>毎週金曜日開催 ・補助元 株式会社 ・委託元 なし ・2016年~</td> <td>364,000円</td> </tr> <tr> <td>介護、セミナー事業</td> <td>講師相談、体験体育。 救命城急救講座、心肺蘇生法(第一回)。 講演活動、取組み研修。 補助元、委託元なし。 2012年~</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			事業名	事業内容 (補助元・委託元、実施年度も明記)	補助・受託額	認可外保育施設事業	月極保育、一時保育(夜間、日祝日)。 学童、子育て支援。 補助元、委託元なし。 2012年~	なし	子ども食堂運営事業	毎週金曜日開催 ・補助元 株式会社 ・委託元 なし ・2016年~	364,000円	介護、セミナー事業	講師相談、体験体育。 救命城急救講座、心肺蘇生法(第一回)。 講演活動、取組み研修。 補助元、委託元なし。 2012年~	なし			
	事業名	事業内容 (補助元・委託元、実施年度も明記)	補助・受託額															
	認可外保育施設事業	月極保育、一時保育(夜間、日祝日)。 学童、子育て支援。 補助元、委託元なし。 2012年~	なし															
	子ども食堂運営事業	毎週金曜日開催 ・補助元 株式会社 ・委託元 なし ・2016年~	364,000円															
介護、セミナー事業	講師相談、体験体育。 救命城急救講座、心肺蘇生法(第一回)。 講演活動、取組み研修。 補助元、委託元なし。 2012年~	なし																
運営総経費 のうち特定 非営利活動 の占める割 合	<p>①特定非営利活動に係る事業以外の事業(「その他の事業」) 実施している <input checked="" type="checkbox"/> 実施していない <input type="checkbox"/> ※いずれかに○印 ●実施している場合はその事業に係る経費 <u>円</u></p>																	
	<p>②特定非営利活動に係る事業(根拠: <u>元</u> 年度収支計算書又 は活動計算書)</p>																	
	<p>●運営総経費のうち特定非営利活動に係る経費 (事業費+管理費) <u>8,433,221 円</u> $\frac{②}{①+②} = \underline{100\%}$ (小数点以下四捨五入) 注:「その他の事業」を実施していない場合は100%と記入</p>																	
当基金に登 録する理由	<p>・資金調達のため ・事業拡大のため ・社会的信用力が向上すると考えるため ・その他()</p>		※主なもの一つに○印															

特定非営利活動法人ちいさいほいくえんみんなの里

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ちいさいほいくえんみんなの里といふ。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府枚方市楠葉並木2丁目28番4号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、親も子も地域も、みんながつながりあって、子育てに関わるさまざまな事業を通して、子どもの健全育成や福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (5) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 認可外保育施設事業
- ② 子ども食堂運営事業
- ③ 教育・セミナー事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3、理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、2名を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を總理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えるなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に關し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第22条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び活動決算
 - (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
 - (7) 入会金及び会費の額
 - (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (9) 事務局の組織及び運営
 - (10) その他運営に関する重要な事項

（開催）

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

- 第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
2. 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものみなす。

（表決権等）

- 第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

- 第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。
2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決) (議決) (議決) (議決) (議決) (議決) (議決) (議決) (議決) (議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併
(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散) 第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雜則

（細則）

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 梅原 知子

副理事長 田中 磯田 朋子

副理事長 今田 真紀子

監事 三木 さくら

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和3年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和2年6月

30日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金 なし

正会員会費 月額 200円

(2) 賛助会員入会金 なし

賛助会員会費 年額 1口3,000円 但し、5口までとする。

履歴事項全部証明書

大阪府枚方市楠葉並木二丁目28番4号
特定非営利活動法人ちいさいほいくえんみんなの里

会社法人等番号	1200-05-021114
名 称	特定非営利活動法人ちいさいほいくえんみんなの里
主たる事務所	大阪府枚方市楠葉並木二丁目28番4号
法人成立の年月日	令和1年9月2日
目的等	<p>目的及び事業 この法人は、親も子も地域も、みんながつながりあって、子育てに関わるさまざまな事業を通して、子どもの健全育成や福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) 社会教育の推進を図る活動 (3) 子どもの健全育成を図る活動 (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 <p>この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 特定非営利活動に係る事業 <ul style="list-style-type: none"> ①認可外保育施設事業 ②子ども食堂運営事業 ③教育・セミナー事業
役員に関する事項	大阪府枚方市船橋本町一丁目742番地の13 理事 梅原知子
登記記録に関する事項	設立 令和1年9月2日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

令和2年7月14日
大阪法務局枚方出張所
登記官

大 谷 邦 彦



2019年度特定非営利活動に係る事業報告

2019.10.1～2020.6.30

NPO法人ちいさいほいくえんみんなの里

1. 事業実施の方針

定款第4条 この法人は前条の目的を達成するため次に掲げる種類の特定非営利活動を行う

(1) 保健・医療・福祉の増進を図る活動

(2) 社会教育の推進を図る活動

(3) 子どもの健全育成を図る活動

(4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

保育理念

・おとなや子どもだれもがお互いに認め合い愛されひとりひとりと丁寧につながり安心できる居場所をつくります

2. 事業実施に関する事項

	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数 職員：16名	受益対象者の範囲 及び人数 園児：15～7
	NPO法人立ち上げ説明会及び懇親会	10/31	ぼこぼこほいくえん	職員 5 理事：10名	
認可外保育施設事業	◎月極保育 ◎一時保育 ・夜間・宿泊 ・日曜・祝日 ◎学童保育	月～金 月～土 月～土 日・祝 放課後～17時 長期休み	みんなの里 みんなの里 みんなの里 みんなの里 みんなの里	職員 16名 職員 16名 職員 2名 職員 2名 職員 2名	園児・保護者 親子 親子 親子 小学生
	◎子育て支援 毎月 2回 ・Fun with the English ・キッズイングリッシュ ・あかちゃんくらす	第 2.4 土曜	ぼこぼこほいくえん	講師：1	地域の親子
		第 2.4 土曜	みんなの里	学生講師：1	地域の親子
		第 1.5 木曜	みんなの里	職員：2	地域の親子
	毎月 1回 ・さといも畑のお話会 ・キッズキッチン	第 4 火曜	田辺子どもクリニック 楠葉生涯学習市民センター	職員：2	地域の親子
		第 4 金曜日 2020.4.～ 第 4 水曜		職員：2	地域の親子・園児
	・畠っこ ・もくもくワン・ファーム ・プレイファームを楽しもう	第 2 土曜 2/8	楠葉シティーファーム	アドバイザー：1 スタッフ：2	地域の親子、園児
	・おひさまひろば	第 4 月曜	中央公園	職員 3～5	地域の親子、園児
	・料理教室 ・パン ・洋菓子 ・タイ料理 ・豆腐料理	毎月 1回 年 2回 2ヶ月 1回 2ヶ月 1回	各店舗又は楠葉生涯学習市民センター	職員：1 店主	地域の親子 地域の親子 地域の親子 地域の親子
	・みんなのどんどこ	月 4回	津田図書館	職員 2 ボランティア スタッフ：2	地域の親子

認可外保育施設事業	◎園行事				
	・身体測定	随時	みんなの里		園児
	・さざなみ交流 (老人ホーム)	第3火曜	さざなみディ サービス	職員: 2~3	園児
	・まちかど交流	第4水曜	ディハウスま ちかど	職員: 2~3	園児
	・誕生日会	随時	みんなの里		
	・芋ほり親子遠足	10/20	あらす観光芋 ほり農園	職員: 2	園児と保護者
	・運動会	10/26	鴻巣山運動公 園	職員: 16	園児と保護者
	・ハロウィン	10/31	くずは中央公 園	職員: 4	園児
	・秋の遠足	11/14	地域商店	職員: 2	園児 (2.3歳)
	・交流会	11/23	車塚公園	職員: 2	園児 (0.1歳)
	・おおそうじ	12/7	くずは中央公 園	職員: 3	園児と保護者
	・クリスマス会	12/21	八幡レクリエ ーションセン ター	職員: 4	OB
	・みんな里 8周年お楽しみ会	12/17	みんなの里	職員: 4	園児と保護者
	・クラス懇談…2.3歳児 0.1歳児	2/21 2/28		職員: 1 職員: 1	2.3歳児の保護者 0.1歳児の保護者
	・お別れ遠足	3/11	市民の森	職員: 3	園児
	・卒園式	3/28	ぼこぼこほい くえん	職員: 16	卒園児と保護者
	2020.4 ・入園式	4/1	ぼこぼこほい くえん	職員: 3	新入園児と保護者
	・内科検診	6/16	みんなの里	門林先生	園児
※子育て支援ネットワー ク					
毎月1回					
・五六市 (コロナの為4月 から休み)					
・ママステーション (2020.11.19~)					
・NPOフェスタ					
・わたしのおなかにあかち やんがやってきた					
・おやこのひろばにアロマ がやってきた					
年間活動費					
収入 (円)					
支出 (円)					

「子ども食堂事業」	毎週1回 ・子ども食堂 毎月1回 ・芋煮会 ※コロナ対応 ・3月休み ・4月～弁当配布 ・食材宅配 ・とりしん子ども弁当 ・さくらマルシェ子ども弁当 ・ええとこどり	毎週金曜 第4金曜 3/19 4/3 4/10	みんなの里 楠葉生涯学習市民センター とりしん（枚方店） ちゃんこべや ええとこどり	ボランティアスタッフ 各子ども食堂団体 スタッフ 地域の親子	地域の親子と園児 地域の親子と園児 地域の親子と園児 地域の親子と園児 地域の親子と園児 地域の親子と園児
	毎週1回 ・みんなの居場所 「じゅんさんち」	毎週金曜 12/24	じゅんさんち 楠葉生涯学習市民センター	各子ども食堂団体 スタッフ 地域の親子	地域の親子と園児
	・クリスマスランチ会	12/8	ニッペパーク	各子ども食堂団体	地域の親子と園児
	・子ども食堂だよ全員集合	3/15	穂谷農園		地域の親子と園児
	・さといも収穫	3/29・5/28	穂谷農園		地域の親子と園児
	・玉ねぎ収穫				
	・子ども食堂ネットワーク会議	毎月1回	ママステーション・みん里・枚方市民会館等		職員：2 ボランティアスタッフ2
	年間活動費 収入（円） 支出（円）				
	・育児相談 ・体験保育	随時 随時	みんなの里 みんなの里		地域の親子と園児
	・救命救急講座	11/1・2/7 2/7	地域の空き家の活用 楠葉生涯学習市民センター	講師：1 職員：2	地域の親子
教育・セミナー事業	えほんのひろば	1/21・1/28・1/18 6/30	みんなの里	講師：1 職員：2	地域の親子
	・バランスボールエクササイズ	1/30	楠葉生涯学習市民センター	講師：1 職員：2	地域の親子

教育・セミナー事業

教育・セミナー事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ベビーマッサージ ・歯磨き指導 ・英語レッスン <p>(講演活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立東高校生徒さんのためだけの子ども食堂ミニ実践報告会) ・千里金蘭大学 こども食堂講義 ・人権 FW 及び人権研修) 三國ヶ丘高校定時制：主催 <p>(職員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待問題研修会 ・児童虐待問題研修会 ・SDGs 研修 (1回目) ・SDGs 研修 (2回目) ・SDGs 研修 (3回目) ・ミニ園内研修 <p>年間活動費</p> <p>収入 (円)</p> <p>支出 (円)</p>	12/12 3/13 6/7 10/24 8/18 12/4 1/17 2/17 2/27 5/26 毎月 1 回 (職員会議内にて)	<p>楠葉生涯学習市民センター みんなの里 みんなの里 おおさかパルニーブ</p> <p>千里金蘭大学 さだ生涯学習市民センター</p> <p>メセナ枚方 みん里 楠葉生涯学習市民センター みん里 ぼこぼこほいくえん</p>	<p>講師 : 1 歯科大生 : 2 外大生 : 1 講演 : 代表</p> <p>講演 : 園長・代表 講演 : 代表</p> <p>職員 : 2 職員 : 1 職員 : 3 職員 : 4 職員 : 2 職員 : 10</p>	<p>地域の親子と園児 園児 地域の子ども 園児 高校生 大学生 高校教諭</p>

活動計算書

[税込] (単位:円)

NPO法人ちいさいほいくえんみんなの里

自 令和元年 7月 1日 至 令和2年 6月30日

経常収益

【受取会費】

正会員受取会費	24,000
---------	--------

【受取寄付金】

受取寄付金	3,617,672
資産受贈益	439,506
	<hr/>
	4,057,178

【受取助成金等】

受取助成金	175,000
受取補助金	286,000
	<hr/>
	461,000

【事業収益】

地域型保育給付費収入	7,448,200
利用者等利用料収入	685,574
その他の事業収入	456,040
	<hr/>
	8,589,814

【その他収益】

受取 利息	12
雜 収 益	99,518
	<hr/>
	99,530

経常収益 計

13,231,522

活動計算書

[税込] (単位:円)

NPO法人ちいさいほいくえんみんなの里

自 令和元年 7月 1日 至 令和2年 6月 30日

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

職員給料支出	4,441,090
法定福利費	81,740
通勤費	76,950
福利厚生費	2,173
人件費計	<u>4,601,953</u>

(その他経費)

業務委託費	55,620
給食費支出	690,157
医療品費支出	30,374
保険衛生費支出	122,457
被服費支出	1,166
ボランティア活動費支出	520,000
教養娯楽費支出	450
会議費支出	209,453
日用品費支出	7,070
通信費支出	25,442
保育材料費支出	30,030
印刷製本費支出	114,178
水道光熱費支出	167,171
消耗品費支出	228,428
減価償却費	34,376
賃貸料支出	778,600
保険料支出	67,320
教育指導費支出	71,950
諸会費	23,800
租税公課	200
旅費交通費支出	26,140
車両費支出	31,292
支払手数料	372,870
支払寄付金	207,084
雜支出	15,640
その他経費計	<u>3,831,268</u>

事業費計

8,433,221

【管理費】

(人件費)

人件費計	0
------	---

(その他経費)

その他経費計	0
--------	---

管理費計

0

経常費用計

8,433,221

【経常外収益】

経常外収益計

0

【経常外費用】

経常外費用計

0

税引前当期正味財産増減額

4,798,301

当期正味財産増減額

4,798,301

前期繰越正味財産額

0

次期繰越正味財産額

4,798,301

役員名簿

特定非営利活動法人ちいさいほいくえんみんなの里

役職名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	うめはら ともこ 梅原 知子	大阪府枚方市 [REDACTED]	無
理事	いそだ ともこ 磯田 朋子	大阪府枚方市 [REDACTED]	無
理事	いまだ まきこ 今田 真紀子	京都市 [REDACTED]	無
監事	みき さくら 三木 さくら	兵庫県宝塚市 [REDACTED]	無

社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

特定非営利活動法人ちいさいほいくえんみんなの里

	氏 名	住所又は居所
1	梅原 知子	大阪府枚方市[REDACTED]
2	磯田 朋子	大阪府枚方市[REDACTED]
3	今田 真紀子	京都市[REDACTED]
4	三木 さくら	兵庫県宝塚市[REDACTED]
5	小山 満	大阪府枚方市[REDACTED]
6	安藤 紗	大阪府枚方市[REDACTED]
7	横須賀 太一	大阪府枚方市[REDACTED]
8	隅田 浩美	大阪府枚方市[REDACTED]
9	中林 広子	大阪府枚方市[REDACTED]
10	稻田 潤二	大阪府枚方市[REDACTED]

2020年度特定非営利活動に係る事業計画書

2020.7.1～2021.6.30

NPO法人ちいさいほいくえんみんなの里

1. 事業実施の方針

定款第4条 この法人は前条の目的を達成するため次に掲げる種類の特定非営利活動を行う

- (1) 保健・医療、福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

保育理念

・おとなや子どもだれもがお互いに認め合い愛されひとりひとりと丁寧につながり安心できる居場所をつくります

2. 事業実施に関する事項

	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数 職員：16名	受益対象者の範囲 及び人数 園児：15～7
	NPO法人総会	7月	ぼこぼこほい くえん	職員数名 理事：10名	
認可外保育施設事業	毎月2回 ・FunwiththeEnglish	第2.4土曜	ぼこぼこほい くえん	講師：1	地域の親子
	・キッズイングリッシュ	第2.4土曜	みんなの里	学生講師：1	地域の親子
	・あかちゃんくらす	第1.5木曜	みんなの里	職員：2	地域の親子
	毎月1回 ・さといも畑のお話会	第4火曜	田辺子どもクリニック	職員：2	地域の親子
	・キッズキッチン	第4金曜日 2020.4.～ 第4水曜	楠葉生涯学習 市民センター	職員：2	地域の親子・園児
	・畠っこ ・もくもくワン・ファーム ・プレイファームを楽しもう	第2土曜 2/8	楠葉シティーファーム	アドバイザー：1 スタッフ：2	地域の親子、園児
	・おひさまひろば	第4月曜	中央公園	職員3～5	地域の親子、園児
	・料理教室 ・パン ・洋菓子 ・タイ料理 ・豆腐料理	毎月1回 年2回 2ヶ月1回 2ヶ月1回	各店舗又は楠葉生涯学習市民センター	職員：1 店主	地域の親子 地域の親子 地域の親子 地域の親子
	・みんなのどんどこ	月4回	津田図書館	職員2 ボランティア スタッフ：2	地域の親子

(園行事)				
・身体測定	随時	みんなの里		園児
・さざなみ(老人ホーム) 交流	第3火曜	さざなみディ サービス	職員:2~3	園児
・まちかど交流	第4水曜	ディハウスま ちかど	職員:2~3	園児
・誕生日会	随時	みんなの里		
・芋ほり親子遠足	10月	あらす観光芋 ほり農園 鴻巣山運動公 園	職員:2	園児と保護者
・運動会	10月	くずは中央公 園	職員:16	園児と保護者
・ハロウィン	10/31	地域商店	職員:4	園児
・秋の遠足	11月	車塚公園 くずは中央公 園	職員:2 職員:2	園児(2.3歳) 園児(0.1歳)
・交流会	11/23	八幡レクリエ ーションセン ター	職員:3 職員:4	園児と保護者 OB
・おおそうじ	12月	みんなの里	職員:4	園児と保護者
・クリスマス会	12月	楠葉生涯学習 市民センター	職員:16	園児と保護者
・みん里9周年お楽しみ会	2月		職員:7	地域の親子と園児
・クラス懇談…2.3歳児 0.1歳児	2月下旬		職員:1 職員:1	2.3歳児の保護者 0.1歳児の保護者
・お別れ遠足	3月	市民の森	職員:3	園児
・卒園式	3月末日	ぼこぼこほい くえん	職員:16	卒園児と保護者
2021.4 ・入園式	4/1	ぼこぼこほい くえん	職員:3	新入園児と保護者
・内科検診	6月	みんなの里	門林先生	園児
※子育て支援ネットワー ク		岡本町会館		
毎月1回 ・五六市(コロナの為4月 から休み)	第2日曜		各団体スタッフ	地域の親子
・ママステーション (2020.11.19~) ・NPOフェスタ	毎日	ピオルネ ニッペパーク	各団体スタッフ	地域の親子 地域の親子
・わたしのおなかにあかち やんがやってきた	中止	未定	各団体スタッフ	地域の親子
・おやこのひろばにアロマ がやってきた	2月下旬	未定	各団体スタッフ	地域の親子
	11月	未定	各団体スタッフ	地域の親子

「子ども食堂運営事業」	毎週1回 ・子ども食堂 毎月1回 ・芋煮会	毎週金曜 第4金曜	みんなの里 楠葉生涯学習市民センター	ボランティアスタッフ	地域の親子と園児 地域の親子と園児
	毎週1回 ・みんなの居場所 「じゅんさんち」	毎週金曜	じゅんさんち		地域の親子と園児
	・クリスマスランチ会	12月	楠葉生涯学習市民センター		地域の親子と園児
	・子ども食堂だよ全員集合	12月	ニッペパーク		地域の親子と園児
	・さといも収穫	3月	穂谷農園		地域の親子と園児
	・玉ねぎ収穫	4月～6月	穂谷農園		
	・子ども食堂ネットワーク会議	毎月1回	ママステーション・みん里・枚方市民会館等	各子ども食堂団体 スタッフ 地域の親子	職員：2 ボランティアスタッフ2
教育・セミナー事業	・育児相談 ・体験保育	随時 随時	みんなの里 みんなの里		地域の親子と園児
	・救命救急講座	10月・2月	地域の空き家の活用 楠葉生涯学習市民センター	講師：1 職員：2	地域の親子
	えほんのひろば	6月 9月	みんなの里	講師：1 職員：2	地域の親子

教育・セミナー事業	<ul style="list-style-type: none"> ・英語レッスン（国際交流） (講演活動) ・児童虐待問題研修会 ・食育研修 ・スキルアップ研修 ・SDGs 研修 ・ミニ園内研修 	<p>毎月 1回 （職員会議内で）</p> <p>随時</p> <p>毎月 1回 （職員会議内で）</p>	<p>楠葉生涯学習市民センター 未定</p> <p>ばこぼこほいくえん</p>	<p>講師：1 園長・代表等</p> <p>講師： 職員：</p>	地域の親子と園児

翌年度活動予算書

令和2年7月1日から令和3年6月30日まで
特定非営利活動法人ちいさいほいくえんみんなの里
(単位:千円)

科目	金額
I 経常収益	
1. 受取会費	30
正会員受取会費	0
賛助会員受取会費	0
入会金	30
2. 受取寄附金	0
受取寄附金	0
施設等受入料収益	0
3. 受取助成金等	0
受取民間助成金	0
4. 事業収益	12000
認可外保育施設事業	360
子ども食堂運営事業	360
教育・セミナー事業	12720
5. その他収益	0
受取利息	0
雑収益	0
経常収益計	12750
II 経常費用	
1. 事業費	
(1) 人件費	9000
人件費計	9000
(2) その他経費	
給食費	2400
材料費	360
講師交通費	360
その他経費計	3120
事業費計	12120
2. 管理費	
(1) 人件費	0
役員報酬	0
給料手当	0
人件費計	0
(2) その他経費	
保険料	20
消耗品費	50
水道光熱費	300
通信費	100
備品費	20
諸会費	50
その他経費計	540
管理費計	540
経常費用計	12660
当期経常増減額	90
III 経常外収益	
1. 固定資産売却益	0
経常外収益計	0
IV 経常外費用	
1. 過年度損益修正損	0
経常外費用計	0
当期正味財産増減額	90
前期繰越正味財産額	90
次期繰越正味財産額	180

* 当該年度は他の事業の実施を予定していません。



しばらくは、状況をみての開催となります。
急な変更、お弁当配布や中止になる場合もありますので、お問い合わせください。

7/3(金)

7/10(金)

7/11(土)

7/14(火)

7/17(金)

7/31(金)

①みんなの里 0円
じゅんさん家

①みんなの里 0円
③あさみ
じゅんさん家

①もくもく
ワンファーム

②NHKF
ファンミーティング
ネットワーク会議

①みんなの里 0円
④あっぱれ
じゅんさん家

①みんなの里 0円
②みんなの里くずは
(いもに会)
じゅんさん家

みんなの里 子ども食堂一覧

1 みんなの里0円こども食堂 ちいさいほいくえん みんなの里

- 毎週金曜日
- 17:30 ~ 20:00
- 楠葉並木 2-28-4
- 072-845-6818

2 みんなの里くずはこども食堂 ちいさいほいくえん みんなの里

- 第4金曜日
- 16:45 ~ 21:00
- 楠葉生涯学習市民センター
(楠葉並木 2-29-5)
- 072-845-6818

3 あさみ子ども食堂 あさみ子ども食堂

- 第2金曜日
- 17:30 ~ 20:00
- 朝日美咲自治会集会所
(楠葉朝日 1-17-1)
- 072-856-4724

4 みんなの里あっぱれこども食堂 ごきげん家あっぱれごきげん家

- 奇数月 第3金曜日
- 17:30 ~ 20:00
- 楠葉丘 1-40-7
- 072-845-6818



①みんなの里0円こども食堂

②みんなの里くずはこども食堂

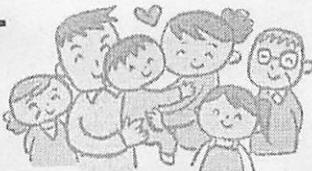
③あさみ子ども食堂

④みんなの里あっぱれこども食堂

食の困りごと相談にのります

自分はもちろん、ご近所で困っている方おられませんか?
お気軽にご相談ください!

みんなの里こども食堂まで 072-845-6818



～食の困りごと
相談にのります～
自分はもちろん、ご近所で困
る方いませんか?
お気軽にお相談下さい
みんなの里こども食堂
072-845-6818

みんなの居場所づくりを応援します!



地域の居場所じゅんせんち (赤ちゃん食堂)

高齢者サポートセンター社協こもれび

毎週金曜日 ④ 10:00 ~ 16:00

稻田家 (町楠葉 2-23-5)

大人もこどももだれでもおいでよー! 午前中は「赤ちゃん食堂」も開催! みんな集まれ~!



7/3, 10, 17, 31(金)

→じゅんせんちキッチン (10:30~12:30)

玉ねぎドレッシング作り



じゅんせんちって?

あかちゃんから、おじいちゃん、おばあちゃんまで、みんなで、釜のご飯を食べたり、お茶したり、ほっこりあったかーみんなの居場所に育っています。だれでもいつでもおいでー!と、ボランティアのお母ちゃんたちが、待ってくれています。



子ども食堂 穂くもくワニファーム

くずはシティファーム

毎月第2土曜日 ④ 9:00 ~ 11:00 (夏季)

※10~5月 (通常) は 14:00 ~ 16:00

(枚方市招提元町 3-7) MAP はおもて面参照。

7/11(土)

夏野菜の手入れと収穫

＼畠っ子／

(畠子で地のオーナーになろう)

まだまだ募集中!



NPO 法人ひらかた子ども食堂 ファンクラブからのメッセージ

子ども食堂をつなぐネットワークを創っています。

7/14(火)

枚方市民会館予定 18:30 ~
ファンミーティング

7/14(火)

枚方市民会館予定 18:30 ~
子ども食堂ネットワーク会議

だれでも参加できます。
子どもを真ん中に
大人たちが語り合う場。



そうだ!
みんなに行こう!

無料
(月~金)
7:30~18:30
(土)
9:00~17:00

みん里には、たくさんの方々から食材やお菓子が届けられています。
お腹空いたなあ。おやつが食べたいなあ。
そんなときは気軽にみん里に来てくださいね♪
※フードドライブも、常に受付中。



フードドライブ募集中

ご家庭で余っている食品(賞味期限が1ヶ月以上のもの)を持ち寄り、バルコープ子ども食堂フードバンクを通じて、それを必要としている地域の子ども食堂などに寄付をする活動です。



「デザイン担当」
合同会社
PicnicWork

メディアと場の制作編集チーム。
<https://picnicwork.jp>



ボランティア募集中!

学生
ボランティアも
つながって

「わたしでよければ...」
そんな気持ちから
ボランティアスタッフを
募集しています。
高校生以上の学生たちも
是非力を貸してください。
どんなささいな事でも
つながる事で笑顔が広がる
食堂にしたいー!
関心のある方はいつでも
Welcome!



お問い合わせ

072-845-6818

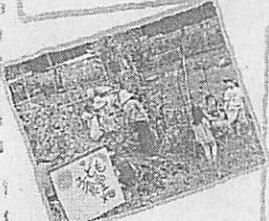
ちいさいほいくえん
みんなの里まで

現在枚方市には十数団体の
子ども食堂が開かれています。
詳しくは枚方市のホームページ
にて「子ども食堂」を検索して
ください。



みん里0円こども食堂
毎週金曜日 17:30~20:00
夕ごはん 中学生以下 0円
大人協力金 500円

FUN WITH ENGLISH
Come In Family Care 協力
*月2回 土曜日 15:30~16:30
*ほこぼこほいくえん



じゅんさんち(赤ちゃん食堂)

地域包括支援センター

『こもれび』 協力

*お昼ごはん 大人100円

こども無料

*毎週金曜日 10:00~16:00

*畠田さん家 町楠葉2丁目23-6

おひさまひろば
*月1回 10:00~11:00

*くずは中央公園
(自由参加 無料)



体験農園 畑っ子クラブ

くずはシティ・ファーム 協力

*月1回 土曜日

*子ども食堂畑

「もくもく・ワン・ファーム」の
オーナーに!

*招堤元町3-7

里いも畑のおはなし会

田辺こどもクリニック 協力

*月1回 13:30~14:30

*3回参加すると絵本を
プレゼント!

*東山1丁目49-31

えほんのお部屋

里いも畑

えほんのお部屋

ひまわり畑 協力

*年3回 全3回シリーズ
10:00~11:00

*みんなの里

地域とつながりあって
みんなの居場所づくり

あちゃんくらす・ちゅうくらいのくらす
(0~1歳児) 親子
*月2回 10:00~11:30

*みんなの里

里いも先生によるレッスン

*キッズキッチン 親子参加

*Kids English 年少~小学生低学年

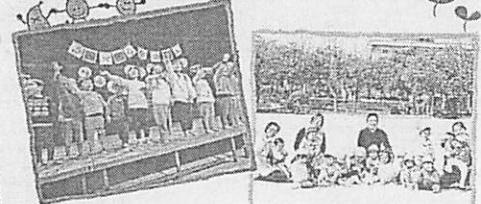
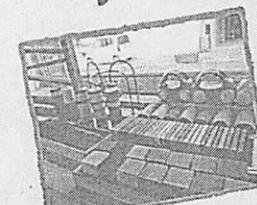
*いもに会 (子ども食堂にて)

音楽・美術・英語・学習等サポート

里いも先生誕生日
地域の方や学生さんの
得意を生かして
子供のため!

園でのようす

みんなでつながりあって、元気いっぱい過ごしています!



みんなの里・保育料金

ひと家族登録 年会費 500円

(ほこぼこほいくえんについては、枚方市保育幼稚園課へ)

一時保育

*月曜日~土曜日 7:00~19:00

*9:00~13:00 2000円
*9:00~17:00 3000円
*13:00~17:00 2000円
*1時間 1000円

*但し、4・5歳児は1時間500円
★日・祝日保育

*9:00~17:00 4000円
半日 2500円

*給食は無料(月~金) 土・日曜日はお弁当必要

月見保育

*★月曜日~金曜日 7:00~19:00
1日10時間。それ以上になれば1時間500円

*産休明け~11ヶ月 60000円
*12ヶ月~0歳児 55000円
*1歳児 50000円
*2歳児 45000円
*3歳児 40000円
※お昼ご飯が必要な方は別途料金 5000円/1ヶ月
離乳食 アレルギー食は要相談 お弁当可

ママ友親相談

★いつでも誰でもOK。

親子で体験保育

★9:30~12:00無料
お昼ごはん付き

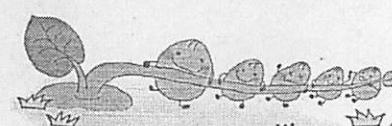
おでかけ保育サポート(出張保育)

みんなの里の保育士や子育て支援員などのスタッフを、
職場まで派遣して、現地で保育することもできます。
お父さまやお母さまがお仕事をしている間、
温かな気持ちで見守りさせて頂きます。

【出張保育 基本料金】

*枚方市内 (枚方市外は要相談)
*保育する年齢や人数に合わせて、スタッフを派遣させて頂きます。
*土・日・祝日はご相談下さい。
*事前に訪問させて頂き、お子様や保育環境の相談などを
させて頂きますのでご安心下さい。

★ 保育士 1500円/1時間
★ 保育補助 1000円/1時間
★ 派遣手数料 2500円/1日
★ 企業・団体のみ登録料が必要です。



等育(保育)(小学生1年~)

*月曜日~金曜日 *9:00~17:00 1000円/1ヶ月
土曜日 *9:00~17:00 500円/1日

長期休暇期間

月曜日~金曜日 *9:00~17:00 2000円/1日
月極 *9:00~17:00 15000円/1ヶ月
*7:00~19:00 20000円/1ヶ月

*延長料金 500円/1時間

*給食は無料(月~金) 土曜日はお弁当必要

*上記以外は日・祝日保育料に準ずる。

夜間(宿泊保育)

*19:00~7:00
1泊 7000円
1時間 1000円
朝夕ごはんは応相談